

八幡市週休 2 日制工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、八幡市が発注する建設工事（以下、「工事」という。）において週休 2 日制工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 週休 2 日制工事 この要領に基づき週休 2 日に取り組む工事をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
- (4) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (6) 4 週 8 休以上 現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 現場閉所率が 25%（7 日／28 日）以上 28.5% 未満の水準の状態をいう。
- (8) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 現場閉所率が 21.4%（6 日／28 日）以上 25% 未満の水準の状態をいう。

(発注方式)

第 3 条 週休 2 日制工事の発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。この場合において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合又は合算入札で契約を分割する場合は、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が、4 週 8 休以上を前提とした週休 2 日に取り組むことを指定する方式
 - (2) 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。
- 2 受注者は、前項第 2 号に定める受注者希望方式により週休 2 日に取り組む

場合、契約締結日から起算して3日以内に試行希望の意思を工事打合簿により監督職員へ通知するものとする。

(試行対象工事)

第4条 次の各号に該当する工事を除き、全ての工事を対象とする。

- (1) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (2) 災害復旧工事や緊急対応工事等早期の完成が必要と判断する工事
- (3) 発注者が対象期間内の現場施工期間を7日未満で想定している工事
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断する工事
- (5) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断する工事

(発注手続)

第5条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、入札公告、指名通知又は現場説明書等に週休2日制工事の対象工事であること及びその発注方式を明示するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の実現にあたり、適切な工期の設定及び第8条に定める経費の補正を行うものとする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事の実施にあたり、受注者は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載したうえで工事着手日までに監督職員に提出する。この場合において、対象期間の設定については、受発注者間の協議により決定するものとする。

2 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡するものとする。なお、天候不良等やむを得ない事情により急遽現場閉所等した場合は、この限りでない。

3 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合における各工事受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整するものとする。

4 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

5 受注者は、週休2日の取組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(現場閉所の確認)

第7条 受注者は、現場終了日以降工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料及び現場閉所率を記載した工事打合簿を監督職員に提出するものとする。

2 前項の現場閉所日数が確認できる資料は、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等とする。

3 発注者は、提示された資料により現場閉所日数を確認する。なお、現場閉所日数の確認は、工事毎に行うものとし、受注者の作業員や下請業者が現場閉所

日に他の現場に従事することを制限しない。

- 現場閉所日数が確認できる資料もしくは現場閉所率を記載した工事打合簿と実際の現場に相違があった場合、発注者は、当該工事における週休2日の取り組みを取り止めることが出来るものとし、その場合、経費の補正は行わないものとする。

(経費の補正)

第8条 経費の補正は、現場閉所率に応じ、次の表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、営繕工事にあつては、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）のみを補正する。

現場閉所率	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03
4週6休未満	補正なし			

- 発注者指定方式においては、4週8休以上の補正係数により経費を補正し、当初設計で計上する。なお、前条第3項による確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額して変更契約する。
- 受注者希望方式においては、当初設計では経費の補正を計上せず、工事完了日までに現場閉所率に応じて補正して変更契約する。
- 労務費の補正は、内訳が明確ではない市場単価等については対象としない。
(成績評定)

第9条 週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。なお、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められない場合においても、減点は行わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年3月13日から施行し、令和5年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年3月19日から施行し、令和6年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。